



ご依頼の流れ

1. お電話・メールフォーム・メール等
でのご相談

2. 面談にてご病状等のヒアリング

3. ご相談・サポート契約締結

4. 年金記録の確認

5. 診断書の作成
(アドバイスと内容チェック)

6. 診断病歴申立書の作成

7. 書類作成・年金請求

8. 年金の決定

障害年金認定も行ってたプロフェッショナルが
対応いたします。お気軽にお問い合わせください。



ホームページ



LINEで問い合わせ

障害年金手続き

初回

無料相談

実施中

あなたの自宅のお近くまで
無料で出張 いたします。
お気軽にお問い合わせください



対応地域

三重県全域

三重県外の方も
相談してください

当事務所では社会保障・社会保険等の視点から、ご依頼が
あってもお受けできない案件もございます。ご了承ください。



三重の障害年金 相談あんしん窓口

運営：Lime社労士・FP事務所

社会保険労務士 井村雄一

〒514-0822 三重県津市南が丘3-5-9

電話番号 090-2573-0203

✉ lime.srfp@gmail.com

営業時間 全日24時間対応



お問い合わせフォーム

うつ病
統合失調症

人工関節
ペースメーカー

脳出血
上肢下肢麻痺

人工透析
がん 等

あなたも

障害年金

をもらえるかもしれません

どんな症状で
もらえるの？

障害年金
って何？

手続きは
どうやるの？

いつから
もらえるの？



Q 障害年金ってなに？

病気やケガにより法令で定める一定の障害の状態で、かつ一定の保険料納付要件を満たしている方に支給される公的年金です。

年金という老後の生活を支える「老齢年金」のイメージがありますが、要件を満たしていれば「障害年金」は20歳から受給することが可能です。

(一般的な請求可能年齢は20歳から65歳になるまでです)

Q 障害年金はいくらもらえるの？

障害年金の金額はその障害の原因となった病気やけがにより初めて医師の診療を受けた日(初診日)に加入していた年金制度によって異なります。

等級	3級	2級	1級
初診日			
厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金
国民年金	—	障害基礎年金	障害基礎年金

注: 2級から1級へは25%UP、2級の国民年金から1級の国民年金へは25%UP (847,300円 → 1,059,125円)

例1 初診日が厚生年金に加入で障害等級が2級の場合
→ **障害厚生年金**と**障害基礎年金**の両方を受給できます。

例2 初診日が国民年金に加入で障害等級が2級の場合
→ **障害基礎年金**を受給できます。

※障害厚生年金の金額はお客様の厚生年金の加入状況により決定されます。

※障害基礎年金の金額はR7年度のものです。

お客様のご家庭の状態によっては下記の加算があります		
厚生年金	配偶者の加算年金額	243,800円
国民年金	子の加給年金額	243,800円 (第3子以降81,300円)

Q どんな症状が障害年金の対象になるの？

障害年金を受給できる症状等の一例は、下記をご参照ください。障害年金というと、重度の障害を持っている方のみと思われがちですが、実は様々な病気が該当します。

- 脳幹梗塞 ○脳出血 ○高次脳機能障害
- 若年性アルツハイマー ○脳脊髄液減少症 ○失語症
- てんかん ○双極性感情障害 ○統合失調症
- 精神遅滞 ○広汎性発達障害 ○うつ病
- 心不全等による人工弁、ペースメーカー装着
- 肺高血圧症 ○Ⅱ型呼吸不全による在宅酸素療法
- 慢性腎不全等による人工透析
- 直腸がん等による人工肛門造設 ○クローン病
- 膀胱がん等による尿路変更
- 変形性股関節等による人工関節、人工骨頭置換
- 肢体麻痺 ○両下肢切断 ○頸髄損傷
- パーキンソン病 ○多発性硬化症 ○多発性筋炎
- 筋ジストロフィー ○関節リウマチ
- 子宮頸がん ○乳がん ○肝臓がん ○肺がん
- 白血病 ○多発性骨髄腫

etc...

※お客様の現症や保険料納付状況等により上記傷病名に該当していても日本年金機構の決定によっては障害年金の支給がされない場合があります。



Q 障害年金の請求はどうやるの？

障害年金の請求方法としては、お客様やご家族の方等が直接年金事務所へ行き請求をする「お客様個人での請求」と年金のプロである「社会保険労務士に委託し請求する」二つの方法があります。

メリット ○診断書等の必要書類の料金のみ

デメリット ○制度や専門用語が分かりづらい
○書類不備や事実確認等のため、何度も年金事務所に足を運び時間が掛かる
○担当者が変わる事があり手続きが不安になる
○手続きが遅くなると、数ヶ月分のもらえるはずの年金をもらい逃す等

当事務所(社会保険労務士)への委託

◆初回無料相談実施

ご自宅や近くの喫茶店まで無料で出張いたします。

◆当事務所の特色として

- 必要書類の取得・受取も対応
- 病歴、成育歴の作成も対応
- 依頼後も社労士が訪問対応
- 受給後の年金保険料手続きも対応

お客様の
ご負担を
和らげます!